

中小企業・小規模事業者における 「働き方改革」実現に向けた対策 【平成31年度概算要求ベース】

平成30年10月

厚生労働省
中小企業庁

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」：基本的な考え方と改革の必要性

働き方改革の 基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革

我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く方のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す

中小企業等における 改革の必要性

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、生産性向上や「魅力ある職場づくり」のためにきめ細かな支援を行う。

中小企業・小規模事業者の意見を踏まえ、支援策を検討

事業者が抱える主な不安や問題点

- ・ 中小企業のみならず、取引先企業や消費者を含む様々な関係者に働き方改革の趣旨を理解してもらう必要がある
- ・ 業務に繁閑があるなか、残業規制の範囲内で業務を行えるか不安
- ・ 労働基準法等の労働関係法令をそもそも知らない

- ・ 人手不足、賃金高騰等で従業員を採用できない
- ・ 残業しないと人材育成の時間が確保できない
- ・ 貴重なワザを持つ高齢者が退職してしまう

- ・ 労働時間の管理をしていない
- ・ 「上司より後で帰宅」「長時間労働は美德」等の慣行がある
- ・ 従業員が定着しない

- ・ 効率の良い設備を導入する投資が困難

- ・ 発注企業側の残業規制や業務効率化のしわ寄せで受注企業等の生産性が悪化し、残業が増える
- ・ 国・自治体の発注納期が年度末に集中し、労働時間が長くなる

- ・ 業界ごとの慣習、特殊性がある

対応策

【支援体制構築】
働き方改革の理解と
支援体制の強化

①人手不足への対応

②雇用管理の見直し等

③生産性向上

④取引条件改善

⑤業種別の取組等

支援策の全体像 / 31年度概算要求総額：2,651億円

～ 厚生労働省・中小企業庁における予算案 ～

支援体制構築：「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を届ける体制の強化

P4

「働き方改革」で求められる対応や必要性について、中小企業・小規模事業者に対して周知徹底を図るとともに、**全都道府県に相談のための拠点**を設け、各地域の商工会・商工会議所等と連携して、「働き方改革」に取り組む中小企業等を支援。こうした支援体制に加えて、都道府県による中小企業等に対する取組を支援。

▶ 関係機関が連携して、以下の支援策①～⑤の活用を促進

支援策① 人手不足への対応の支援

P5

➡ 人手不足感の強い中小企業・小規模事業者において、女性・若者・高齢者等がさらに活躍できるよう、**マッチング、人材の育成・活用力の強化、環境整備等を支援**。

支援策② 社内で取り組むことができる**雇用管理の見直し**等の支援

P7

➡ 時間外労働の上限規制への対応や、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に向け、**必要な社内のルール整備等に対して支援・助成**する。

支援策③ **生産性向上**のための支援

P8

➡ 賃金引上げ等につなげるため、**生産性向上に向けて支援**。

支援策④ 外部環境等、**取引条件改善**のための支援

P10

➡ 労働時間短縮等につなげるため、**取引条件の改善に向けて支援**。

支援策⑤ **業種別**の取組

P11

➡ 業種ごとに現状や課題が異なるため、**業種の特徴に応じて支援**。

※支援策の実施にあたっては、事務負担にも配慮し、**事業者目線で手続の重複感や煩雑さを解消**し、ワンストップで施策を活用できる環境を整備すること、施策の実施について、継続的にモニタリングし、**PDCAサイクルを回していくことが重要**。

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援体制構築】

「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を届ける体制の強化 196億円（119億円）

（1）「働き方改革」の理解促進と相談支援体制の強化 137億円（66億円）

- | | |
|---|----------------|
| ① 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会・中央会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。 | 75億円
(16億円) |
| ② 「よろず支援拠点」において、中小企業・小規模事業者の <u>現場改善やIT活用による生産性向上などの経営課題に対応するためのコーディネーターを増員するなど、<u>人手不足に関する相談体制を強化</u>する。</u> | 62億円
(50億円) |

（2）都道府県への支援 59億円（53億円）

- | | |
|--|----------------|
| ① 正社員雇用の創出に取り組む都道府県を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」において、 <u>中小企業・小規模事業者の働き方改革に資する取組を実施する都道府県に対して、補助額の上限を引き上げる。</u> | 59億円
(53億円) |
|--|----------------|

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策①】

人手不足への対応の支援 827億円（737億円）

（1）人材確保に向けたマッチング支援や雇用管理改善 109億円（143億円）

① 民間、NPO等のノウハウの活用や、YouTube、SNS等のメディアの活用による中小企業の魅力等の発信により、若年層を中心に求職者の掘り起こしを行う。併せて、若年期に必要なキャリア形成を行うことができるよう、学生・生徒等に対する職業意識形成支援を実施する。

6億円
(6億円)

また、働き方改革に取り組む企業をハローワークで求職者に周知し、重点的に人材を紹介するほか、求人担当制でフォローアップを徹底する。

② ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、人手不足に悩む事業主に対し、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会の実施等のマッチング支援を推進する。

34億円
(26億円)

③ 地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援する。

22億円
(19億円)

④ 雇用管理制度(*)の導入、介護労働者の身体的負担軽減のための介護福祉機器の導入、介護及び保育労働者に対する賃金制度整備等を通じて従業員の雇用の安定に取り組む事業主等に対して助成する。

(*)評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)

また、働き方改革のために人材を確保することが必要な事業主が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成する。

47億円
(92億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策①】

(2) 人材の育成・活用力の強化 631億円（507億円）

① 人手不足・人材育成に苦慮する中小零細企業に対して、 <u>業界団体による人材育成に係る専門的支援を実施</u> し、しっかりとスキルを身につけた人材を育成・確保。3年間で一人前レベルの人材を育て、地元産業への定着を図る。	4億円 (3億円)
② 中小企業・小規模事業者が行う <u>社員訓練について、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成</u> する。また、社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい、社内の働き方改革を進めるために生産性を向上させたい等の中小企業等からの要望に即した <u>オーダーメイド型の訓練や人材育成の相談対応</u> など、中小企業等の人材育成を支援する。	579億円 (456億円)
③ <u>託児サービス付き訓練や子育て女性等のリカレント教育に資する訓練等の充実</u> などにより、女性の学び直しを支援する。	48億円 (48億円)
④ 全国の中小企業大学校において、組織マネジメントや生産管理など <u>経営課題の解決力を見出すための研修、経営診断などの手法を習得するための研修</u> を実施し、人材育成を支援する。	

(3) 女性、高齢者等が働きやすい環境整備 87億円（87億円）

① 「子育て安心プラン」を前倒しし、 <u>平成32年度までの3年間で約32万人分の保育の受け皿整備を進め、保育人材の確保</u> に取り組む。	
② <u>育児・介護休業からの復帰プランの策定支援や育児休業取得者の代替要員確保への助成措置</u> 等により、仕事と家庭の両立支援と継続就労促進に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。	27億円 (28億円)
③ ハローワークによる <u>高年齢求職者の支援、定年制の廃止や定年引上げ</u> 等を行う事業主に対する助成を行う。	60億円 (59億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策②】

雇用管理の見直し等の支援 1,186億円（1,001億円）

（1）時間外労働の上限規制への対応など長時間労働の是正 63億円（35億円）

- ① 時間外労働の上限規制に対応するため、出退勤管理のソフトウェア導入、専門家によるコンサルティングを受けて行う業務効率化・社内規程整備、生産工程の自動化・省力化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成を行うとともに、販路拡大・ビジネスモデル開発等のコンサルティングの実施など傘下企業を支援する中小企業団体に対する助成（団体推進コース）の拡充を行う。

63億円
（35億円）

（2）同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善 1,075億円（921億円）

- ① 非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金規定等または諸手当制度の共通化などの処遇改善をした場合等に事業主に対する助成を行う。

1,075億円
（921億円）

（3）産業医・産業保健機能の強化 48億円（45億円）

- ① 中小企業等における従業員の健康づくりを支援するため、全国の産業保健総合支援センターを通じて、事業主の求めに応じた専門職の訪問サービスの拡充（面接指導等）、事業主向け産業医の活かし方等のセミナーの企画実施、産業保健スタッフがいない小規模事業者向けの産業保健活動への助成や産業医に対する相談機能の整備、重点的な広報活動の展開を行う。

48億円
（45億円）

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策③】

生産性向上のための支援 518億円（232億円）

（1）中小企業・小規模事業者における賃金引上げや生産性・経営力向上の支援 443億円（211億円）

① 革新的な <u>サービス開発・生産プロセスの改善等</u> に必要な設備投資を支援する。	100億円 (新規)
② 小規模事業者が <u>商工会・商工会議所等と作成した経営計画</u> に基づいて行う <u>販路開拓等の経費</u> を都道府県が支援する場合に、国がその取組を支援する。	10億円 (新規)
③ 生産性向上特別措置法に基づき、 <u>高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備</u> について、 <u>3年間固定資産税を軽減</u> （ゼロ～1／2）する。これに合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡大・重点支援する。	
④ 中小企業等経営強化法に基づき、 <u>生産性向上等に関する「経営力向上計画」を作成</u> し、設備投資や人材育成・確保により生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、法人税等について、即時償却・税額控除（最大10％）などの税制面・金融面等の支援を行う。	
⑤ <u>金融機関と連携</u> しつつ、生産性向上や雇用管理の改善に関する計画を作成し、 <u>省力化のための装置など生産性向上に資する設備等への投資</u> を行う企業に対する助成を行う。	4億円 (新規※)
⑥ 生産性向上に向けて、 <u>働き方改革推進支援センターにおける専門家による業務改善方法の提案や、生産性向上に資する設備・器具の導入等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる</u> 中小企業・小規模事業者に対する助成等を行う。 また、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業団体に対する助成を行う。	126億円 (29億円)

（※）平成30年度は制度要求のみ

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策③】

⑦ <u>給与総額が前年度以上であり、1.5%以上の賃上げを行った中小企業・小規模事業者は、前年度からの給与増加額の15%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除し、2.5%以上の賃上げに加えて人材投資や生産性向上に取り組む場合には税額控除率を25%に上乗せする所得拡大促進税制により、賃金引上げを支援。</u>	
⑧ <u>非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定や、生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度（*）の整備・実施</u> を通じて、生産性向上・賃金アップ等を実現した企業に対する助成を行う。 （*）能力評価等を含む明確な評価基準と、これに対応した賃金表	152億円 (119億円)
⑨ <u>転職・再就職者の処遇等に関する社内制度を整備し転職・再就職者の採用拡大</u> に取り組む事業主に対して助成を行うとともに、生産性向上に取り組む企業が <u>転職者を受け入れて行う能力開発や賃金アップ</u> に対して助成を行うこと等により、中小企業・小規模事業者も含めた雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職支援を図る。	51億円 (63億円)

（２）事業承継支援 75億円（21億円）

① 事業引継ぎ支援センターによる <u>後継者不在企業に対するマッチング支援</u> 等を実施。	30億円 (21億円)
② <u>事業承継ネットワーク</u> をベースとし、 <u>より細かい地域単位で専門家派遣を行う</u> など踏み込んだ支援を行う。また、事業承継や事業再編・事業統合を契機として経営革新等を行う者に対し、 <u>事業費等に要する経費（設備費、原材料費、人件費、委託費等）の一部を補助</u> 。	45億円 (新規)
③ 事業承継に係る <u>税制を優遇（拡充予定）</u> 。 <u>M&Aの際の税負担を軽減</u> 。	

取引条件改善のための支援

(1) 中小企業・小規模事業者における取引条件の改善

- | | |
|---|--|
| ① 発注事業者側の働き方改革によって下請事業者にしわ寄せがきていないか、 <u>下請Gメンによる下請企業ヒアリングを通じて実態を確認</u> し、これらの結果を踏まえて、産業界に対し「自主行動計画」の改定などを働きかけていく。 | |
| ② <u>極端な短納期発注等の中小企業・小規模事業者の働き方改革に支障をきたすような行為</u> で下請法等違反が認められるような事案については、 <u>厳正に対処</u> していく。
また、 <u>法令違反には至らないものの改善が望ましい事案</u> については、 <u>大企業等発注側へのヒアリング</u> や、 <u>経営トップへの改善要請を検討</u> していく。 | |
| ③ 下請中小企業の長時間労働の背景として、親事業者の下請法等違反が疑われる場合に、 <u>労基署から中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度の強化について検討し、整備</u> する。 | |
| ④ サプライチェーン全体で取引条件改善や生産性向上、働き方改革に取り組んでいる <u>好事例を収集し、公表</u> する。 | |
| ⑤ 官公需発注に起因した業務によって、受注者及びその下請事業者が長時間労働につながるがないよう、 <u>関係省庁に対して経産省と厚労省の連名による要請文を発出し、注意喚起を図る</u> 。また、 <u>地方自治体に対しても要請文を発出し、周知を図る</u> 。 | |

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策⑤】

業種別の取組 217億円（151億円）

（1）生産性向上・経営力強化の推進など業種ごとの取組の推進 56億円（23億円）

- | | |
|---|------------------------|
| <p>① 介護事業所の生産性向上を推進するため、モデル事業所において具体的な取組を展開し、その成果や手法を生産性向上ガイドラインに反映するとともに、モデル事業所が成果発表を行う研修会等を通じて、全国での実践につなげる。また、介護ロボットの活用を促進するため、介護現場のニーズを的確に把握し、開発につなげる取組を推進するとともに、介護事業所におけるICT化等を推進する。</p> | <p>26億円
(8億円)</p> |
| <p>② 障害福祉分野について、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット技術を施設・事業所へ導入する費用を助成する。【31年度新規】</p> | <p>3億円
(新規)</p> |
| <p>③ 生活衛生分野について、生活衛生関係営業者が生産性向上に向けた取組を行っていきけるよう、ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を行う。また、中小企業・小規模事業者が多い生活衛生関係営業者の収益力を向上させることにより、最低賃金引上げに必要な経営力を高め、経営の健全化を図るため、中小企業診断士等の専門家による好事例紹介や、最低賃金制度及び各種助成金制度の周知などに関するセミナーや個別相談等を実施する。</p> | <p>4億円
(1億円)</p> |
| <p>④ 医療分野について、都道府県医療勤務環境改善支援センターにおける専門的アドバイスを行う体制の拡充を行うなど、医師をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善を図る。</p> | <p>23億円
(14億円)</p> |
| <p>⑤ 生産性向上が課題となっている業種（政府として生産性向上を重点的に図る5分野等※）を中心に事業分野別指針の策定等や事業分野別経営力向上推進機関の拡大を進めるとともに、事業者が指針に基づく経営力向上計画の認定を受け、生産性向上を図る場合、法人税等について、即時償却・税額控除（最大10%）などの税制面・金融面等の支援を行う。</p> | |

※介護、飲食業、宿泊業、小売業、道路貨物運送等

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策⑤】

(2) 取引条件改善など業種ごとの取組の推進 161億円（128億円）

- | | |
|--|-------------------------|
| <p>① 自動車運送事業について、<u>機械荷役への転換による荷役時間の削減等</u>に取り組むほか、長時間労働是正の環境整備のための関連制度の見直しや支援措置に関する<u>行動計画を策定・実施</u>する。</p> <p>特に、トラック運送事業については、<u>荷待ち時間・荷役時間の削減、集配経路の見直し</u>など、ドライバーの長時間労働是正のために<u>荷主と交渉する際に参考にできるようなガイドラインの策定</u>、改善策や好事例を盛り込んだハンドブックの作成等の支援策を実施する。</p> | <p>90億円
(63億円)</p> |
| <p>② 建設業について、<u>適切な工期設定等を求めるガイドラインを官民の発注者に徹底</u>するとともに、<u>若者や女性等への訓練</u>など、人材確保に取り組む事業者への助成等を行う。</p> | <p>133億円
(99億円)</p> |
| <p>③ 情報サービス業(IT業界)について、<u>業務特性など時間外労働が生ずる要因の把握・分析</u>を行うとともに、業務プロセスや取引条件面も含め、改善方策の検討・推進等を行う。</p> | <p>1 億円
(1億円)</p> |